

平成 29 年度

# 包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

【概要版】

中核市への移行に伴う移譲事務

(衛生に関する事務を中心として) について

枚方市包括外部監査人

公認会計士 里見 優



## 目 次

第1 包括外部監査の概要.....	1
【1】 監査の種類.....	1
【2】 選定した特定の事件（監査テーマ） .....	1
(1) 監査の対象 .....	1
(2) 監査対象期間 .....	1
【3】 監査対象.....	1
【4】 監査の実施期間.....	1
【5】 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由 .....	1
【6】 監査対象について.....	2
(1) 監査の範囲 .....	2
【7】 監査の視点（監査要点） .....	4
【8】 監査の方法.....	6
第2 監査の結果.....	7
【1】 監査結果の総括.....	7
(1) 監査結果の概要 .....	7
(2) 監査結果の一覧 .....	11

金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。  
報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。

## 第1 包括外部監査の概要

### 【1】 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 【2】 選定した特定の事件（監査テーマ）

#### （1） 監査の対象

「中核市への移行に伴う移譲事務（衛生に関する事務を中心として）について」

#### （2） 監査対象期間

原則として平成28年度

ただし、必要に応じて過年度及び平成29年度の一部についても監査対象とした。

### 【3】 監査対象

中核市への移行に伴い移譲された事務の所管部署

### 【4】 監査の実施期間

平成29年6月29日より平成29年12月25日まで

### 【5】 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

枚方市は、都市としての自主性・自立性を高め、市民福祉の最大化を図ることを目的として、平成26年4月に中核市へ移行した。中核市への移行に伴い、大阪府から多くの事務が移譲されており、移譲された事務が客観的かつ専門的な視点で適正に行われているかについて点検することは、中核市への移行が市民サービスにとって効果的であったかを確認する意味でも市民の関心が高い事項である。また、平成28年度は事務が移譲されてから3年目となり、業務に一定の習熟度が見られることから、移譲された事務を包括的に点検する時期として適している。

このような状況を踏まえ、中核市への移譲に伴う移譲事務に関する財務事務の執行や手続きが法律・条例・規則に準拠して適切に実施されているか、また、その経済性、効率性及び有効性について検討することが市民にとって有意義であると考えられることから、特定の事件として選定した。

なお、対象としては中核市への移行に伴う移譲事務の項目数の多くを占める保健衛生に関する事務及び衛生関係の隣接分野である環境保全に関する事務を中心として、他の分野の事務についても幅広く検討することとした。

## 【6】 監査対象について

### (1) 監査の範囲

監査の対象範囲については、大阪府と枚方市により作成された、枚方市の中核市移行に伴う引継書をもとに移譲事務を抽出し、移譲事務を実施している所管部署を抽出した。

引継書に記載されている中核市移行に伴う移譲事務については、中核市移行に伴い枚方市で新たに実施することとなった事務と大阪府の特例条例等により枚方市で過去から実施している事務の2種類がある。後者については、中核市への移行前は大阪府の特例条例等により枚方市が実施していたが、中核市移行に伴い当該事務が法定移譲された事務である。

監査の対象範囲としたのは、前者の中核市移行に伴い枚方市で新たに実施することとなった事務である。これは、中核市移行に伴う市民サービスの変化をもたらすものが、新たに実施することとなった事務であり、これを検証することが中核市への移行が市民サービスにとって効果的であったかどうかを検証するのに最も適していると判断したためである。

なお、監査の対象範囲は原則として、中核市移行に伴い枚方市で新たに実施することとなった移譲事務としているが、当該移譲事務の周辺業務についても必要に応じて監査の対象範囲に含めている。

監査の範囲とした所管部署及び移譲事務の項目数を以下に記載する。なお、各所管部署における具体的な移譲事務項目については、報告書本編「第4 監査の結果」において記載している。

【監査の範囲とした所管部署及び移譲事務の項目数】

部	室・課・グループ	移譲事務項目数
健康部	保健所 保健企画課	342
	保健所 保健衛生課食品衛生グループ（食品）	158
	保健所 保健衛生課食品衛生グループ（動物）	53
	保健所 保健衛生課環境衛生グループ	230
	保健所 保健予防課感染症グループ	98
	保健所 保健予防課精神保健グループ	25
	保健所 保健予防課難病グループ	60
	保健所 保健センター	5
	長寿社会推進室	3
福祉部	福祉総務課	13
	生活福祉室	54
	障害福祉室	16
	福祉指導監査課	110
子ども青少年部	子育て支援室 子育て事業課	36
	子育て支援室 子育て運営課	
	子ども総合相談センター	
環境部	環境総務課	259
	環境指導課	18
都市整備部	都市計画課	178
	都市整備推進室 景観住宅整備課	
	開発指導室 開発審査課	
教育委員会 学校教育部	児童生徒支援室	5
	教育推進室 教育指導課	
	教育推進室 教育研修課	
教育委員会 社会教育部	放課後子ども課	13
	文化財課	
移譲事務項目計		1,676

## 【7】 監査の視点（監査要点）

中核市への移行に伴う移譲事務の執行が「合規性（準拠性）」、「3E（経済性・効率性・有効性）」をもって実施されているか否かという観点から監査を実施した。具体的には以下のとおりである。

### （1）中核市への移行に伴う移譲事務が漏れなく実施されているか

中核市への移行に伴う移譲事務は、事務項目別に所管部署に振り分けられており、大阪府からの事務の引継は所管部署毎に実施している。適切に引継が行われておらず、実施すべき移譲事務が網羅的に実施されないことは、市民サービスの低下を招くこととなる。このため、移譲を受けた所管部署が移譲事務を網羅的に把握しており、これら移譲事務を漏れなく実施しているかを監査要点とした。

### （2）マニュアル・様式等のルールが適切に整備されており、法令等に準拠して事務が実施されているか

移譲を受けた所管部署のヒアリングを通じて、移譲事務に関して大阪府のマニュアルや様式等を利用していることが多いことが判明した。

中核市移行による移譲事務のサービス低下を防止するためには、移譲当初は大阪府のマニュアルや様式等を流用して実施することに問題はない。しかしながら、中核市移行の趣旨を鑑みると、いつまでも大阪府のマニュアルや様式等をそのまま利用するのではなく、枚方市としてよりよい市民サービスを提供できるようにマニュアルや様式等を改訂していく必要がある。

また、一般的に地方公共団体においては、短い周期での部署移動が多く発生する。このため、マニュアルや様式等の整備により事務の標準化を図ることが3Eの観点から重要であることから、移譲事務に関するマニュアル・様式等のルールが十分に整備されているかを監査要点とした。

また、ルールは整備するだけでは不十分であり、ルールに準拠して移譲事務を実施しているかが重要であることから、条例・規則・要綱・マニュアル・様式等に準拠して事務を実施しているかについても監査要点としている。

### （3）文書が適切に管理されているか

新たに実施する事務に関しては、事務の実施を重視するあまり、文書管理が軽視される傾向がある。文書管理は事務が適切かつ効率的に行われるために重要な事項であり、枚方市では枚方市文書取扱規程により、文書取扱を定めている。

このため、移譲事務に関する文書が枚方市文書取扱規程に基づき適切に管理されているかについて監査要点とした。



(4) 届出受理、許可及び立入検査等の事務の実施状況は十分か

移譲事務においては、法令により枚方市が届出受理、許可及び立入検査等の権限が定められているものが多く存在する。

このため、これらの事務の実施状況が法令の趣旨や目的に照らして適切か。立入検査は長期的視点に立ち計画的に行われているか。立入検査の結果の改善状況を継続的にモニタリングし、指導内容が適切に改善されていることを適時に確かめているか。また、改善状況や結果如何では法令の規定に則って業務改善命令などの適切な措置を講じているかを監査要点とした。

(5) 委託契約等の歳出に関する事務が適正に実施されているか

移譲事務においては、委託契約等の歳出に関する事務も多く存在する。委託契約については、入札及び契約の方式の選定は適正に行われているか、契約手続は適正に行われているか、委託先の選定は適正に行われているか、契約事務の執行は適正に行われているか、検査（履行確認）は適正に行われているかを監査要点とした。

また、委託契約以外の歳出に関する事務についても、条例・規則等に準拠して事務の執行が行われているかを監査要点とした。

(6) 手数料を徴収する事務が適正に実施されているか

移譲事務においては、許可等の事務が多く存在するため、手数料を徴収する事務が多い。枚方市では、手数料を徴収する事務に関して、枚方市手数料条例や枚方市保健所事務手数料条例を定めており、これらに準拠した事務の執行が行われているかどうかを監査要点とした。

## 【8】 監査の方法

本包括外部監査は、地方自治の本旨を十分に勘考し、地方自治法並びに関連法規はもとより、「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン」（日本公認会計士協会、平成13年5月14日最終改正）に準拠して行った。

まず、中核市への移行による移譲事務を網羅的に把握するために、枚方市より移譲事務の一覧表を入手し、移譲事務の所管部署を抽出した。監査対象とした移譲事務の所管部署は「第1 包括外部監査の概要 【6】 監査対象について」に記載している。

次に、監査対象とした移譲事務の所管部署に対して、移譲事務の概要に関するヒアリングを実施し、移譲事務のうち中核市移行に伴い枚方市で新たに実施することとなった事務と大阪府の特例条例等により枚方市で過去から実施している事務を分類し、中核市移行に伴い枚方市で新たに実施することとなった事務を監査対象として選定した。なお、監査対象として選定した具体的な事務項目については、報告書本編「第4 監査の結果 2. 健康部」以降において、移譲事務の所管部署ごとに記載している。

次に、監査対象と指定した事務について、所管部署で実地調査を実施した。なお、実地調査については、中核市への移行に伴う移譲事務の項目数の多くを占める保健衛生に関する事務及び衛生関係の隣接分野である環境保全に関する事務を中心に実施しているが、それ以外の移譲事務についても実地調査を実施している。

これらの検討過程を経て浮かび上がってきた個々の問題点や問題意識について、所管部署と書面やディスカッションによる協議を複数回実施し、最終的な問題点（監査の結果や意見となる事項）を明確にした。なお、移譲事務の所管部署ごとの最終的な問題点は、報告書本編「第4 監査の結果 2. 健康部」以降において記載している。

これら最終的な問題点の一覧表及び総括的な結果を、「第2 監査の結果 【1】 監査結果の総括」においてとりまとめている。

## 第2 監査の結果

### 【1】 監査結果の総括

#### (1) 監査結果の概要

既に述べたとおり、枚方市は平成26年4月をもって中核市へ移行した。移行後3年を経過し、中核市移行の際に大阪府から移譲を受けた業務が適切に行われているのか、また効果的・効率的に行われているのかを確かめることは、今後の市政運営において極めて重要である。そこで、監査人は特定の事件として、「中核市への移行に伴う移譲事務（衛生に関する事務を中心として）について」を選定した。なお、本報告書においては、移行に伴う移譲事務の監査を実施していく中で発見された、従前から行っている事務に対する指摘事項も含んでいる。

監査を実施するにあたり、そもそも大きな問題であると認識したことは、ほとんどの部署において、中核市移行に伴って移譲された事務を網羅的に把握していなかったことである。そこで、監査の実施期間にわたって移譲事務の特定作業を行ったが、当該作業が終了したのは監査終了間際であった。

移譲された事務の中には通常発生しない事務などもあり、把握が困難であるということもあろうが、だからこそ網羅的にリストアップしておかなければ、いざというときに対応できない状況が生じるおそれがある。この点に対する枚方市の姿勢には疑問を感じざるを得ない。今回の監査結果を参考に、大阪府から移譲された事務を再度点検し、全ての事務にきちんと対応できるようにしてほしい。

本監査における結果や意見の概要については「(2) 監査結果の一覧」に譲るが、それぞれの指摘に対してどのような対応をすべきであるかなど、一定の分類を試みた。ただし、これはあくまで一つの分類方法であることから、各部署にはこの分類にとらわれずに対応していただきたい。

#### A：業務を遂行するにあたりすべき作業内容等を見直すべきもの／ルールを再検討すべきもの

業務遂行にあたり実施すべきことが実施されていなかったといった指摘がこれにあたる。すべきことは何か、あるいはどのようなルールに則り業務を遂行するのかなどの検討を要する。

#### B：業務のフローを再度徹底すべきもの

多くの指摘は、Aにおいて作業内容の見直しなどを実施した結果として、職員に対し実施すべき手順・項目などを徹底する必要があるなどの指摘である。

C：業務内容を明文化すべきもの

実施すべきことについてルールはあるものの、明文化されていないことから業務がきちんと行われていないのではないかと考えられる指摘である。

D：業務の精度を高めるべきもの／業務内容の理解を深めるべきもの

ミスをなくす、あるいはミスの発生を回避するための指摘である。業務に対して手を抜かない、というべき内容の指摘もある。

E：現行の業務内容そのものの是非を再検討すべきもの

そもそも現行の考え方で問題が無いか、ルールそのものを再検討する必要があるのではないかという指摘である。

F：有効性や正確性を高めるための提案

結果又は意見番号	A	B	C	D	E	F
意見番号 1	●					
結果番号 1				●		
意見番号 2		●				
意見番号 3			●			
結果番号 2				●		
結果番号 3				●		
意見番号 4						●
結果番号 4				●		
意見番号 5			●			
結果番号 5				●		
意見番号 6	●					
意見番号 7	●					
意見番号 8	●					
意見番号 9						●
意見番号 10	●	●				
意見番号 11	●					
意見番号 12	●	●				
意見番号 13	●	●				
結果番号 6				●		
意見番号 14						●
結果番号 7				●		
意見番号 15						●
意見番号 16						●

結果又は意見番号	A	B	C	D	E	F
意見番号 17						●
意見番号 18	●	●				
意見番号 19	●	●				
結果番号 8	●	●				
意見番号 20			●			
意見番号 21						●
意見番号 22	●	●				
結果番号 9	●	●				
意見番号 23				●		
結果番号 10				●		
意見番号 24	●	●				
意見番号 25	●					
意見番号 26	●	●				
結果番号 11				●		
結果番号 12			●			
結果番号 13	●	●				
結果番号 14				●		
意見番号 27						●
結果番号 15				●		
結果番号 16					●	
意見番号 28	●					
結果番号 17				●		
意見番号 29	●					
結果番号 18				●		
結果番号 19				●		
意見番号 30	●	●				
結果番号 20				●		
意見番号 31						●
意見番号 32						●
結果番号 21	●	●				
結果番号 22				●		
結果番号 23	●	●				
結果番号 24				●		
結果番号 25				●		

結果又は意見番号	A	B	C	D	E	F
意見番号 33						●
結果番号 26				●		
意見番号 34	●	●				
意見番号 35	●	●				
意見番号 36	●	●				

(2) 監査結果の一覧

所管部署	結果又は 意見番号	内容	報告書本編 の記載頁
健康部 保健所 保健企画課	意見 1	国民生活基礎調査における調査員手当の計算基礎となる調査実施世帯数について、調査員の調査従事実績を適切に反映する集計方法とするため、訪問を行った世帯については調査実施世帯数に含めるといった明確な集計ルールを検討すべきである。	58
健康部 保健所 保健衛生課 食品衛生G (食品)	結果 1	学校給食施設については、利用者が年少の子供であり、利用者の人数が多く、衛生環境について通常の飲食店等よりも注意を払う必要があることから、枚方市教育委員会学校給食課長より、「枚方市学校給食施設の監視指導結果について(回答)」として、毎年、指導結果に対する回答を得ているとのことであった。 しかし、保健衛生課食品衛生グループ(食品)では、平成 28 年度の当該報告(枚方市学校給食施設の監視指導結果について(回答))を受領していなかった。	74
	意見 2	環境衛生グループ及び食品衛生グループ(動物)では、会計カードに上長の検印を受領していたが、食品グループでは検印がなく、食品衛生グループ(食品)のみ検印を受領しないこととしているとのことであった。 会計カードの記入内容の正確性を確保するために、食品衛生グループ(食品)においても、作成者以外の者による確認を行い、検印を受領すべきである。	76
	意見 3	収納事務を適切に実施する内部統制を維持するために、担当者が交代しても同水準の業務が確実に実施されるよう、業務内容を明文化すべきである。	76

所管部署	結果又は 意見番号	内容	報告書本編 の記載頁
健康部 保健所 保健衛生課 食品衛生G (動物)	結果 2	<p>大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、引き取られた犬及び猫の種類、引き取り日時及び場所等を 2 日間公示するものとされている。枚方市文書取扱規程において、公示については一暦年単位で、文書の種類ごとに一連の番号を付して公示令達簿を作成することとされている。</p> <p>平成 28 年度の公示令達簿を確認したところ、一部平成 29 年度分（1 月 12 日分、3 月 27 日分）が混入していた。</p> <p>また、公示案の決裁回議欄に記載されるべき書類保存期間は 5 年であるところ、3 年と記載されているものが多く見られた。</p> <p>瑕疵なく書類を作成し保管する必要がある。</p>	83
	結果 3	<p>平成 28 年度の犬及び猫引取申請台帳を確認したところ、平成 29 年度分の申請書が平成 28 年度の申請台帳に綴られていた。</p> <p>また、平成 28 年度の申請台帳と申請書の整合性を確認したところ、申請台帳の記載に漏れ（申請書平成 28 年 7 月 28 日分）や、単に二重線を引いただけの記載の削除が多く見られた。</p> <p>申請台帳の作成目的は申請書綴りの目次であるため、必要記載事項は漏れなく記載する必要がある。</p>	84
	意見 4	<p>犬及び猫引取申請台帳について、文書管理システムから出力できる文書名一覧を利用するなど、網羅的かつ効率的な方法を検討するべきである。</p>	84
	結果 4	<p>平成 28 年度の「猫の死体の引き取りについて（依頼）」の決裁について、ほとんどが課長決裁されていたが、課長決裁欄がなく統括課長代理決裁までしかないものが 1 件、課長決裁欄はないが統括課長代理決裁欄で課長が代理決裁を意味する「代」を手書きして課長が押印しているものが 1 件あった。</p> <p>このように、同一内容の依頼について決裁方法に違いがあった。</p>	84



所管部署	結果又は 意見番号	内容	報告書本編 の記載頁
健康部 保健所 保健衛生課 食品衛生G (動物)	意見5	<p>担当者によって「軽易」か「軽易かつ定例」か異なる判断をしている状況にあり、かつ決裁権限者である上席者がこの状況に疑念を挟まずに決裁がなされているため問題である。</p> <p>保健衛生課食品衛生グループ（動物）において、所定の事務書面ごとに、それぞれの役職者の決裁を得る必要があるか、枚方市事務決裁規程の取扱いを明確化する必要がある。</p>	85
	結果5	平成28年度の「猫出入表」のエクセルファイルについて、1匹分の入力漏れがあった。そのため、環境省に報告された猫の収容数が誤っていた。	85
	意見6	犬・猫の引き取り、公示、焼却処理等、実施した業務に関する記録、特に外部へ報告が必要な記録の網羅性・正確性を検証する手続が必要である。	85
健康部 保健所 保健衛生課 環境衛生G	意見7	<p>クリーニング業、美容所、理容所並びに興行場に対して実施した立入検査について、立入検査を実施した際の検査結果の記録が残されていなかった。</p> <p>立入検査を実施した場合には、業種に関わらず、いつ、誰が、どのような検査項目について検査を実施したかを書面により明確にするとともに、検査結果について記録を残すことが必要である。</p>	91
	意見8	立入検査に際しては、必要な検査項目を網羅的に検証する必要がある。そのためそれぞれの検査について必要な項目を記載したチェックリストを作成し、検査に際しては当該チェックリストを使用して検査することを検討すべきである。	91
	意見9	動物飼養場について、廃業の際には廃業届等も必要であることから、現在休業中となっている施設について状況を把握するために立入検査を実施すべきである。	92

所管部署	結果又は 意見番号	内容	報告書本編 の記載頁
健康部 保健所 保健衛生課 環境衛生G	意見 10	<p>「特定建築物使用開始届審査チェックリスト」を審査時に利用しており、エクセルで作成したものを出力し紙で保管している。しかし、チェック実施者及びチェック対象物件の記載がなく、またチェックはエクセル上で記載されている。</p> <p>チェック漏れをなくすためにも、手書きでチェック証跡を残し、またチェック実施者及びチェック対象物件も記載すべきである。</p>	93
	意見 11	<p>「平成 28 年度特定建築物立入検査結果について（通知）」について、指導事項が少ないことから立入検査を省略して書類審査のみを行っている施設に関しても、表題が「立入検査結果」となっている。</p> <p>立入検査の実施の有無は審査の深度に影響するものであり、書類審査を同列に扱うべきではないことから、適切な表題が必要である。</p>	93
	意見 12	<p>「特定建築物維持管理報告書」について、立入検査時には当該報告書に沿って検査を行い、報告書にチェック証跡を残すとのことであるが、チェック証跡がないものがあつた。また、当該報告書には立入検査者の記載もないことから、誰が確認したのかを確かめることができない。必ずチェックの証跡を残すとともに立入実施者を記載すべきである。</p>	93
	意見 13	<p>遊泳場の指導監督について、要改善事項があつた場合でも、レジオネラ菌が検出されたようなケース以外では、指摘は立入当日に口頭で行われ、文書での指摘はなされていないとのことであつた。また、改善報告書の入手も行われていない。</p> <p>遊泳場と同じく水質等の環境維持が問題となる公衆浴場では、水質検査で問題のあつた際には遊泳場と同じく環境衛生指導票を環境衛生監視員名で出しているが、これとは別に枚方市保健所長名で検査結果を施設開設者宛に交付していることに鑑み、遊泳場においても、同様の文書を交付すべきである。</p>	94

所管部署	結果又は 意見番号	内容	報告書本編 の記載頁
健康部 保健所 保健衛生課 共通	結果 6	<p>回議書を利用しない決裁について、枚方市文書取扱規程に定める「文書の余白を利用して」いないものが多く見られた。</p> <p>枚方市文書取扱規程に沿って文書の余白を利用した方法により、決裁を行う必要がある。</p>	104
健康部 保健所 保健予防課 感染症G	意見 14	<p>医師からの発生届により、システム登録された件について、後日の検査で感染症でないと判明した際には、感染症サーベイランスシステムにおいて取り消しを行うこととなっているが、一覧表上訂正線を引いて、取消とされているだけで、当該取消がシステムにおいてなされたかどうかの確認を行うことができなかった。</p> <p>感染症の発生届のように、システム登録自体が事務の目的である場合においては、登録作業が完了していることを示す証憑として、登録後のシステム帳票を発生届と一緒にファイリングすべきである。</p>	108
	結果 7	<p>結核患者の意見伺いの感染症診査協議会が平成 28 年 7 月 28 日に実施されているにも関わらず、回議書には開催される前日の平成 28 年 7 月 27 日付け公印が押印されていた。</p>	110
	意見 15	<p>第 3 類の感染症発生対応一覧を閲覧したところ、届出を行った案件の対応状況の欄が設けられておらず、対応が完了しているのか、対応中であるのかが確認できなかった。</p> <p>対応状況を一覧表で管理しない場合、未対応のものが放置される可能性がある。</p> <p>発生した感染症については、対応が完了したものについては、一覧表上その旨がわかるように、届出一覧表に記載する形式とすべきである。</p>	111

所管部署	結果又は 意見番号	内容	報告書本編 の記載頁
健康部 保健所 保健予防課 感染症G	意見 16	<p>結核患者に必要な資料が網羅的にそろっているかどうかの確認は、別々にファイリングされた資料をそれぞれ確認していく必要があり、文書索引目次を作っていない現状では、必要な資料の網羅性が確保されていない。</p> <p>結核患者の個人別ファイルの冒頭に、具備すべきファイルの一覧を記載し、必要な資料が網羅的にファイリングされていることを確認できるようにすべきである。</p>	111
	意見 17	<p>性感染症検査については、検査結果の引換期限を設けていないため、取りに来ない検査実施者の検査結果について、中核市移行後に発生した未引換の検査結果については全て保管しているとのことである。</p> <p>検査結果の引換期限を設けていない場合は永遠に保管義務が生じてしまうこととなり、管理上問題である。また、検査実施日から長期間が経過した検査結果の有効性にも疑問があることから、検査結果の引換期限を設けるべきである。</p>	112
	意見 18	<p>性感染症に関する相談業務の件数は、大阪府への報告事項の一つとされており、統計情報として利用されることから、相談内容を記載する様式を保健所として共通で定め、相談業務の根拠資料として保管すべきである。</p>	113
健康部 保健所 保健予防課 精神保健G	意見 19	<p>相談業務や講演会の報償金について、統一基準を決定することが運用上難しいとのことであるが、統一基準の決定が運用上難しいため、その都度決定する方法をとるのであれば、依頼の都度、単価を決定する明確な決裁処理を行う必要がある。</p>	119

所管部署	結果又は 意見番号	内容	報告書本編 の記載頁
健康部 保健所 保健予防課 精神保健G	結果 8	<p>当事者・家族・ピアサポーター支援事業で実施している講演会等について、支払い対象となった3時間について、その内訳と作業等の記録を残し、根拠を明確にする必要がある。</p> <p>また、統一基準の決定が運用上難しいため、その都度決定する方法をとるのであれば、依頼の都度、作業時間を申告させ、決裁する必要がある。</p>	120
	意見 20	<p>文書のファイリングや文書索引の作成に関するルールはなく、文書ファイルごとの担当者も設けていない。その結果、文書作成者が各々勝手に綴じていくこととなり、文書索引の作り方や書類の綴じ方が、不統一になっている。</p> <p>文書管理のルールを定めるとともに、文書ファイルの編纂担当者を定め、責任を持って文書を管理しなければならない。</p>	121
健康部 保健所 保健予防課 難病G	意見 21	<p>小児慢性特定疾病審査会について、年間の出席率が50%に満たない委員が2名おり、出席者に偏りがあった。今後は、より多くの委員の出席が可能な日程で審査会を開催すべきである。</p>	124
	意見 22	<p>難病医療講演会に対する講師報償金及び訪問相談・指導事業に対する相談員の報償金について、統一基準の決定が運用上難しいため、その都度決定する方法をとるのであれば、依頼の都度、単価を決定する明確な決裁処理を行う必要がある。</p>	125

所管部署	結果又は 意見番号	内容	報告書本編 の記載頁
健康部 保健所 保健予防課 難病G	結果 9	<p>枚方市特定不妊治療費用補助金は、受給回数が決められており、過去に他の自治体で同種の補助金を受給した場合にはその回数もカウントされるため、他の自治体での受給を確認しなければ、補助金の過大支給を招く可能性がある。</p> <p>枚方市特定不妊治療費用補助金交付申請書には、申請者は本申請書記載の「他の自治体での特定不妊治療費用補助金の受給の状況」について、補助金交付の適性を判断するために必要な場合は、枚方市が他の自治体へ照会することについて同意するとの記載があることから、初回申請者については転入前の自治体での受給回数を確認する必要がある。</p>	126
	意見 23	<p>枚方市特定不妊治療費用補助金交付申請書の受領時に利用する、特定不妊治療申請チェックリストについて、個別項目のチェックが付されないまま、大項目のチェックが付されているものがあるため、申請内容が網羅的に問題ないかを確認するためにも個別項目についても網羅的にチェックを付す必要がある。</p>	126
健康部 保健所 保健予防課 共通	結果 10	<p>回議書を利用しない決裁について、枚方市文書取扱規程に定める「文書の余白を利用して」いないものが多く見られた。</p> <p>枚方市文書取扱規程に沿って文書の余白を利用した方法により、決裁を行う必要がある。</p>	130
健康部 保健所 保健センター	意見 24	<p>枚方市の保健センターでは、身体障害児及び長期療養時など療育指導事業として、各分野の専門医による相談を実施しており、相談を実施した医師及び歯科医師に対しては、報償金を支払っている。</p> <p>報償金の単価の根拠を質問したところ、医師・歯科医師の単価は保健センターで実施している他の事業と同じ単価としているものの、要綱等で単価を決めているものではないとのことであった。専門医への報償金については、一定の単価を定めておくべきものであり、明文化したルールに従い、報償金を支払うべきである。</p>	131

所管部署	結果又は意見番号	内容	報告書本編の記載頁
健康部 保健所 保健センター	意見 25	<p>全大阪よい歯コンクール大会事務局要領第8条第1項において、会計監事を置く旨の定めがなされている。しかしながら、平成28年度の決算報告に関する資料を閲覧したところ、監事報告書がなく実際に監事による監査がなされているかどうかを確認できなかった。</p> <p>枚方市は負担金が適正に使用されていることを確認するため、監事による監査が適切になされていることが確認できるように監事に対し監査報告書の提出を求める必要がある。</p>	132
健康部 長寿社会推進室	意見 26	<p>枚方市では、軽費老人ホームを設置する社会福祉法人に対するサービスの提供に要する費用について補助金を交付しており、枚方市は8つの軽費老人ホームに対し、補助金の支給を行っている。</p> <p>新規入所者について、適正に収入階層区分の認定・変更がなされているかの確認対象としているのは毎年4月～7月の入居者のみで、それ以外の8月～3月までの新規入所者は対象としていなかった。</p> <p>新規入所者の収入階層区分の適切性が十分に確保されるために、新規入所者の確認対象範囲を通年とするべきである。</p>	135
	結果 11	<p>軽費老人ホームに対する実地調査について、平成28年度の実地調査に関する書類を閲覧したところ、実地調査先の1つの軽費老人ホームに対する結果通知書が回議書も含めて見当たらなかった。結果通知書及び回議書の有無を確認したところ、決裁も含め結果通知を失念していたとのことであった。</p>	136
福祉部 福祉総務課	結果 12	<p>枚方市が民生委員の1年間の活動費として支出している74,280円のうち、59,000円を除いた15,280円については、民生委員の活動における経済的負担を鑑みて、枚方市が独自に上乗せして支出しているものである。</p> <p>この上乗せ支出部分について、上乗せして支出を行う旨及びその金額について、条例や規程等の根拠がないまま支給が行われている。</p>	138

所管部署	結果又は 意見番号	内容	報告書本編 の記載頁
福祉部 生活福祉室	結果 13	生活保護の葬祭扶助基準は確定額ではなく、「以内」と定められているため、入札制度の趣旨からは市が金額を予め定めることは問題である。	141
	結果 14	平成 28 年 3 月 26 日に行われた火葬が、火葬業者の失念による請求書の提出遅れにより、平成 28 年 6 月 15 日の起案となり、平成 28 年 6 月 21 日の支出となっていた。そのため本来、出納整理期間中に処理して平成 27 年度の歳出となるべきものが、平成 28 年度の歳出とされている。	141
福祉部 障害福祉室	意見 27	枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会は 2 カ月に一度の頻度で開催されており、平成 28 年度には 6 回開催されている。 しかしながら、平成 28 年度に開催された全 6 回の議事録を閲覧し、委員の出席状況を確認したところ、1 度も出席をしていない委員が 1 名存在していた。分科会の議論の有効性を確保するため、会議に出席可能な委員を任命する必要がある。	147
	結果 15	枚方市障害者施設等整備審査会については、審議内容について、附属機関条例第 6 条第 2 項に規定する会議録を作成することは必須である。 しかしながら、平成 28 年 11 月 2 日に開催された枚方市障害者施設等整備審査会の会議録が実地調査を行った平成 29 年 9 月 13 日時点で未作成であった。	148
	結果 16	枚方市難聴児特別補聴器給付事業実施要綱の要件を満たしていない申請に対する許可が 3 件確認できた。該当する 3 件は形式的には申請を許可してはならないこととなり、要綱違反であるといえる。	150
子ども青少年部	意見 28	母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて、最終入金日から 10 年以上たっているものについて、年に 1 回の催告状は全件について発送しているものの、発送しているのみで電話等での接触を全く行っていない貸付先があった。 母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて、枚方市として合理的な回収努力をしていないことは問題である。	161



所管部署	結果又は 意見番号	内容	報告書本編 の記載頁
子ども青少 年部	結果 17	母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて、貸付台帳等個人ファイルを閲覧した 10 件のうち 1 件については、マイナンバー通知書のコピーを入手し保管していた。本件事務の事務上、マイナンバーの取得は定められておらず、保管していることのみならず取得していること自体が大きな問題である。	161
	意見 29	枚方市父子家庭生活支援員派遣事業について、平成 28 年度においては 1 名の利用があった。当該利用者の負担金は 34,050 円であったが、平成 28 年度末において全額が未回収の状態となっていた。 未回収債権の回収は、督促状の送付や電話等の連絡のみでなく、利用者と具体的な回収計画について確認を行う必要がある。	161
	結果 18	枚方市父子家庭生活支援員派遣事業の委託契約において、業務に従事する作業責任者及び作業従事者より個人情報の保護に関する誓約書を入手しているが、当該誓約書 5 名中 4 名に誓約日の日付が抜けていた。	162
	結果 19	「自立支援教育訓練給付金」の申請時には「自立支援教育訓練給付金事前聞き取りシート」を使用して、支給要件の確認を行っている。 「自立支援教育訓練給付金事前聞き取りシート」を閲覧したところ、資格確認欄への記入が漏れていた。	162
	意見 30	「高等職業訓練促進給付金」について、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給要件を継続的に満たしていることについても、確認したことについて記録を残す必要がある。	163

所管部署	結果又は意見番号	内容	報告書本編の記載頁
環境部 環境総務課	結果 20	<p>「枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止のための事前協議及び行政指導に関する要綱」によれば、産業廃棄物の中間処理施設の設置・新規許可に当たって行う事前協議書には、申請日前3月以内に交付された施設所在地の登記簿謄本と施設及びその周辺区域の地籍図を添付する必要があるとされている。</p> <p>平成28年度中に事前協議の申請があった1件について、申請日前3月を超えた登記簿謄本と地籍図が添付されていた。要綱で要求されている書類が添付されていないにもかかわらず申請を受け付けたことは問題である。</p>	167
	意見 31	<p>産業廃棄物処理施設の設置に関する許可は、専門的で技術的かつ多くの要件を確認しなければならず、許可の適否は環境行政に重大な影響を与えることから、許可手続全てについて、入手すべき資料、入手すべき時期及び満たすべき要件を漏れなく一覧でき、進捗状況や作成者のほか、確認者及び確認日がわかるような新たなチェックリストを用いることが有用である。</p>	168
	意見 32	<p>産業廃棄物処理計画書及び処理計画実施状況報告書の未提出者の把握は、未提出者の早期発見を重視し、入力完了を待たずに目視で多量排出事業者を把握しているが、事後的に、マニフェスト入力データを利用して未提出者の網羅的な発見に努めるべきである。</p>	169
	結果 21	<p>高濃度PCBを保管している事業者を中心とした立入検査を実施した際には、①立入検査指導書、②立入検査チェック表、③現場写真をまとめて所管課内で供覧し、綴りに綴ると規定されている。</p> <p>しかしながら、平成28年度の立入検査について、立入検査指導書等が綴られたファイルを確認したところ、平成28年度に実施した16件の立入検査中4件について現場写真が綴じられていなかった。</p>	169

所管部署	結果又は意見番号	内容	報告書本編の記載頁
環境部 環境総務課	結果 22	<p>「枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」第4条において、事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保管の開始の日の14日前までに、当該保管を行おうとする事業場ごとに、届出書を市長に提出しなければならないとされている。</p> <p>平成28年度に届出のあった事業者からの届出について、保管開始予定日が届出書提出日から14日以内となっている届出書を受領したことは問題である。</p>	170
	結果 23	<p>「枚方市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」によれば、建設汚泥を自ら利用しようとする工事の請負事業者は、建設汚泥が発生することとなる工事の受注を受け、着工する前までに「建設汚泥の自ら利用（現場内）に関する事前協議書と建設汚泥の処理・利用に関する計画書」を提出しなければならないとされている。</p> <p>平成28年度に計画書の提出があった建設工事1件について確認したところ、当該計画書が提出されたのは平成28年9月であったが、対象となる工事の着工は平成28年3月であった。</p>	171
環境部 環境指導課	結果 24	<p>平成28年度に提出された届出を確認したところ、法人の代表者から委任を受けた者が大気汚染防止法第11条の規定に基づく届出書を提出する際に、当該届出書の誤記載の部分について、委任を受けた者以外の者が訂正印を押印し、訂正を行っている事例が多く見られた。</p> <p>受任者以外の者が訂正を行っている届出書を正しいものとして受領することは問題である。</p>	182

所管部署	結果又は 意見番号	内容	報告書本編 の記載頁
環境部 環境指導課	結果 25	<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」第4条及び第5条において、特定事業者は公害防止管理者及び公害防止主任管理者を選定しなければならないとされており、いずれも、定められた資格を有している必要があるとされている。</p> <p>しかし、平成29年5月11日に届出された4件については、資格証のコピーを入手しておらず、資格要件について未確認であるにも関わらず、決裁がなされていた。</p>	182
都市整備部	意見 33	<p>枚方市内におけるサービス付高齢者向け住宅事業の登録申請を受け付けており、申請書類の網羅性を確認するために「枚方市サービス付高齢者向け住宅事業の登録申請等書類チェックリスト」を使用している。平成28年度に新規登録を行った施設1件に係るチェックリストが綴じられていなかった。</p> <p>チェックを行なったチェックリストを申請書類とともに保管することが望ましい。</p>	186
学校教育部	結果 26	<p>放課後自習教室運営委員会について、放課後自習教室運営委員会設置規約において設置が規定されている座長を定めていない。</p>	195
	意見 34	<p>放課後自習教室運営委員会の開催実態については、担当者へのヒアリングによって、年2回から3回程度、各数十分程度の会議を行っているとの回答を得た。しかし、議事録等の開催記録はない。会議を実施した際は議事録を残すことが望ましい。</p>	195
	意見 35	<p>チーフスクールソーシャルワーカーの平成28年6月分、平成28年12月分の報償金の支払いについて、支払い不足があった。合計金額を記載する欄を設けるとともに、「スクールソーシャルワーカー支払調書」作成者とは別の職員が、集計結果に誤りがないことを確認すべきである。</p>	197

所管部署	結果又は 意見番号	内容	報告書本編 の記載頁
学校教育部	意見 36	<p>あるチーフスクールソーシャルワーカーの平成 28 年 9 月分の報償金の支払調書では 23 時間として集計されていた報償金の支払いについて、監査当日の資料閲覧においては活動時間の実績が 10 時間と報告されている実績報告書のみが用意されており、残りの 13 時間の実績を示す資料については提示されなかった。後日になって監査当日に提示された以外のファイルに収納されていた実績報告資料を発見したとの連絡を受け、その複写の提出を受けた。</p> <p>決裁に関連する書類について適切に管理保管すべきである。</p>	197

以上